

不良債権の現状

平成14年9月中間期の不良債権処理実績

当行では、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等に沿った自己査定基準ならびに償却・引当基準に基づき、半期ごとに実施する自己査定の結果を踏まえて適正な償却・引当を行っています。

当行は、厳しい経済環境が続くなか、不良債権処理問題の解決が経営の最重要課題であるとの認識の下、政府方針である不良債権の抜本的オフバランス化に注力し、平成14年9月期も、大口債務者等の再編・再建処理や最終処理の促進を進めてきました。

その結果、平成14年9月期の単体ベースでの不良債権処理額は、一般貸倒引当金繰入額を含めて総額2,663億円となり、貸倒引当金残高は、1兆8,726億円となりました。^{*1}

なお、連結ベースでの不良債権処理額は、一般貸倒引当金繰入額を含めて総額3,186億円となり、貸倒引当金残高は、2兆495億円となりました。^{*2}

*1 部分直接償却（直接減額）を、1兆3,988億円実施しています。

*2 部分直接償却（直接減額）を、1兆7,680億円実施しています。

自己査定について

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先の担保条件等を勘案して、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じてI～IVの区分に分類しています。また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、原則として銀行本体と同様に自己査定を実施しています。

債務者区分定義	
正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義	
I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

平成14年9月期の処理実績(単体)

(単位:億円)

不良債権処理額	2,457
貸出金償却	889
個別貸倒引当金繰入額	1,406
債権売却損失引当金繰入額	71
共同債権買取機構売却損	30
延滞債権売却損等	100
特定海外債権引当勘定繰入額	39
一般貸倒引当金繰入額(注)	206
合計(貸倒償却引当費用)	2,663
貸倒引当金残高	18,726
部分直接償却(直接減額)実施額	13,988

(注)業務純益に計上しているベース。

平成14年9月期の処理実績(連結)

(単位:億円)

貸倒償却引当費用(連結損益計算書ベース)	3,186
貸倒引当金残高	20,495
部分直接償却(直接減額)実施額	17,680

平成14年9月期の引当金残高

(単位:億円)

	単体	連結
貸倒引当金 合計(a)	18,726	20,495
一般貸倒引当金	8,929	9,467
個別貸倒引当金	9,682	10,913
特定海外債権引当勘定	115	115
リスク管理債権(b)	56,309	62,353
引当率(a)/(b)	33.3%	32.9%

償却・引当について

個々の取引先について、自己査定に基づいて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分し、その区分ごとに償却・引当基準を定めています。

償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上 *グループ分けは、「要管理先」と「その他の要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたIII分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金を計上
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたIV分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却し、III分類の全額について個別貸倒引当金を計上

また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、原則として銀行本体と整合した償却・引当基準を採用しています。

不良債権等の開示

(1) 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」)」に基づいて、査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分し各債権額を開示しています。

平成14年9月末における単体ベースでの開示債権額は、正常債権を除き、5兆7,031億円となりました。

大口債務者等の再編・再建処理や最終処理を進めた結果、平成14年3月末比、危険債権は減少しましたが、再編・再建後も引き続き要管理先とした債権があることに加え、前年度に引き続き貸出条件緩和債権の範囲の厳格な運用を行ったことにより、要管理債権は増加し、開示債権額は結果として1,969億円の減少となりました。

なお、連結ベースでの開示債権額は、6兆3,165億円となりました。

金融再生法に基づく開示債権

(単位：億円)

	単体	平成14年3月末比	連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,148	+213	6,533
危険債権	25,414	4,288	27,850
要管理債権	26,469	+2,106	28,782
小計	57,031	1,969	63,165
正常債権	595,345	10,244	608,992
合計	652,376	12,213	672,157
部分直接償却(直接減額)実施額	13,988		17,680

自己査定、開示および償却・引当との関係(単体)

(単位：億円)

自己査定 の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率
		非分類	II分類	III分類	IV分類		
破綻先 実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5,148()	担保・保証等により回収可能な部分 4,949(イ)	全額引当 199	全額償却(注1)	個別貸倒引当金 240(注2)	100%(注3)	
破綻懸念先	危険債権 25,414()	担保・保証等により回収可能な部分 12,412(ロ)	必要額を引当 13,002		個別貸倒引当金 9,442(注2)	72.6%(注3)	
要注意先	要管理債権 26,469() (要管理先債権)	要管理債権中の保全部分 12,136(ハ)			一般貸倒引当金 要管理債権に対する一般貸倒引当金3,118	21.8%(注3) 13.9%(注3)	
正常先	正常債権 595,345	要管理先債権以外の要注意先債権	正常先債権		一般貸倒引当金 8,929	5.3% [10.1%] (注4) 0.2%(注4)	
				特定海外債権引当勘定	115		
	総計 652,376	貸倒引当金計			18,726		
	A = + + 57,031	B 個別貸倒引当金+要管理債権に対する一般貸倒引当金			12,800	引当率(注5) (B/D) 46.5%	
		C 担保・保証等により回収可能な部分(イ+ロ+ハ) 29,497	D 左記以外(A-C) 27,534				
		保全率((B+C)/A)				74.2%	

(注1) 部分直接償却(直接減額)1兆3,988億円を含みます。

(注2) 金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。

(破綻先・実質破綻先 41億円、破綻懸念先 125億円)

(注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」および「要注意先債権」は、担保・保証等により回収可能な部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注4) 「正常先債権」および「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率を示しています。

ただし、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能な部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注5) 担保・保証等により回収可能な部分の金額を除いた額に対する引当率を示しています。

開示債権の区分の概要

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定された部分(Ⅳ分類額)を直接償却した残額です。このうち、Ⅲ分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権となります。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上しています。
要管理債権	自己査定における要注先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

(2) リスク管理債権

不良債権にかかわるディスクロージャーとしては、金融再生法に基づく開示債権とは別に、銀行法に基づき「リスク管理債権」を開示しています。

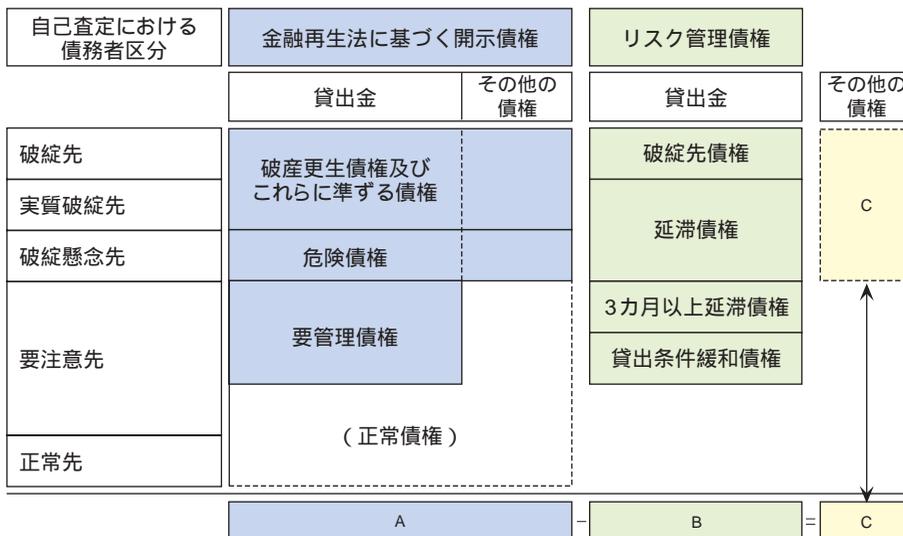
平成14年9月末における単体ベースでの開示債権額は、5兆6,309億円(平成14年3月期末比1,855億円減少)となりました。また、連結ベースでの開示債権額は、6兆2,353億円となりました。

リスク管理債権

(単位：億円)

	単体			連結		
	貸出金残高比	平成14年3月末比		貸出金残高比	平成14年3月末比	
破綻先債権	2,179	(0.4%)	+222	2,499	(0.4%)	+224
延滞債権	27,661	(4.7%)	4,183	31,164	(5.0%)	4,833
3カ月以上延滞債権	955	(0.2%)	+32	1,094	(0.2%)	+66
貸出条件緩和債権	25,514	(4.3%)	+2,074	27,596	(4.4%)	+2,053
合計	56,309	(9.6%)	1,855	62,353	(10.0%)	2,490
部分直接償却(直接減額)実施額	13,655			17,122		

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の関係について



リスク管理債権は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返が開示対象に含まれないという点を除き、金融再生法に基づく開示債権と一致しています。なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合、原則として「不計上」としていますので、金融再生法に基づく開示債権において開示される未収利息はありません。

開示債権の地域別構成（単体）

（単位：億円）

	金融再生法に基づく開示債権 （構成比）	リスク管理債権 （構成比）
国内	55,084 (96.6%)	54,539 (96.9%)
海外	1,947 (3.4%)	1,770 (3.1%)
アジア	915 (1.6%)	862 (1.5%)
インドネシア	322 (0.6%)	322 (0.5%)
香港	118 (0.2%)	115 (0.2%)
インド	72 (0.1%)	54 (0.1%)
中国	48 (0.1%)	48 (0.1%)
その他	355 (0.6%)	323 (0.6%)
北米	433 (0.8%)	373 (0.7%)
中南米	81 (0.1%)	17 (0.0%)
西欧	484 (0.8%)	484 (0.9%)
東欧	34 (0.1%)	34 (0.0%)
国内・海外 合計	57,031 (100.0%)	56,309 (100.0%)

（注）「国内」は国内店（特別国際金融取引勘定を除く）の合計です。「海外」は海外店（特別国際金融取引勘定を含む）の合計です。債務者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成（単体）

（単位：億円）

	金融再生法に基づく開示債権 （構成比）	リスク管理債権 （構成比）
国内	55,084 (100.0%)	54,539 (100.0%)
製造業	2,855 (5.2%)	2,831 (5.2%)
農業、林業、漁業及び鉱業	57 (0.1%)	56 (0.1%)
建設業	11,002 (20.0%)	10,833 (19.9%)
卸売・小売業、飲食店	6,533 (11.8%)	6,446 (11.8%)
金融・保険業	1,542 (2.8%)	1,519 (2.8%)
不動産業	19,888 (36.1%)	19,833 (36.4%)
運輸・通信・その他公益事業	610 (1.1%)	610 (1.1%)
サービス業	9,702 (17.6%)	9,631 (17.6%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	2,895 (5.3%)	2,780 (5.1%)
海外	1,947	1,770
政府等	116	116
金融機関	23	23
商工業	1,808	1,631
その他	—	—
国内・海外 合計	57,031	56,309

（注）「国内」は国内店（特別国際金融取引勘定を除く）の合計です。「海外」は海外店（特別国際金融取引勘定を含む）の合計です。

不良債権の最終処理（オフバランス化）について

平成13年4月に取りまとめられた「緊急経済対策」等を受け、不良債権の最終処理（オフバランス化）の実績ならびに新規に「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」となった債権額を半期ごとに公表しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」が、平成14年9月期に5,457億円新規発生した一方、9,532億円のオフバランス化を行っており、不良債権の最終処理に向け積極的に取り組んでいます。

各期末における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の残高

(単位：億円)

	平成12年 9月末	平成13年 3月末	平成13年 9月末	平成14年 3月末	平成14年度上期 オフバランス化	平成14年 9月末
(1)平成12年度上期以前発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,217	4,727	3,769	2,811		2,382
危険債権	25,679	13,531	10,492	8,434		6,569
小計	① 31,896	18,258	14,261	11,245	2,294	② 8,951
					オフバランス化累計額(②-①)	22,945
					オフバランス化につながる措置を講じた額(注1)	1,655
					合計	24,600
(2)平成12年度下期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,172	1,416	573		520
危険債権		5,901	2,687	1,442		1,118
小計		③ 7,073	4,103	2,015	377	④ 1,638
					オフバランス化累計額(④-③)	5,435
					オフバランス化につながる措置を講じた額(注1)	468
					合計	5,903
(3)平成13年度上期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権			555	760		652
危険債権			3,278	2,332		1,601
小計			⑤ 3,833	3,092	839	⑥ 2,253
					オフバランス化累計額(⑥-⑤)	1,580
					オフバランス化につながる措置を講じた額(注1)	572
					合計	2,152
(4)平成13年度下期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				791		961
危険債権				17,494		11,302
小計				⑦ 18,285	6,022	⑧ 12,263
					オフバランス化累計額(⑧-⑦)	6,022
					オフバランス化につながる措置を講じた額(注1)	972
					合計	6,994
(5)平成14年度上期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権						633
危険債権						4,824
小計						5,457
					オフバランス化につながる措置を講じた額(注1)	590
合計=(1)+(2)+(3)+(4)+(5)						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,217	5,899	5,740	4,935		5,148
危険債権	25,679	19,431	16,457	29,702		25,414
合計	31,896	25,330	22,197	34,637	9,532	30,562

平成14年9月期のオフバランス化の実績

	平成14年度上期 オフバランス化
清算型処理(注2)	30
再建型処理(注3)	1,357
再建型処理に伴う業況改善	2,034
債権流動化	1,843
直接償却	188
その他	4,456
回収・返済等	1,741
業況改善	2,715
合計	9,532

(注1)「オフバランス化につながる措置」とは法的整理、法的整理に準ずる措置、グッドカンパニー、バッドカンパニーへの会社分割、個人・中小企業向け小口債権の部分直接償却の実施、企業再生等を目的とする(株)整理回収機構(RCC)への信託を指します。

(注2)「清算型処理」とは清算型倒産手続(破産、特別清算)による債権切捨・債権償却を指します。

(注3)「再建型処理」とは再建型倒産手続(会社更生、民事再生、和議、会社整理)による債権切捨、特定調停等民事調停による債権放棄および私的整理による債権放棄を指します。